

## Podcast Series 2: Tokyo Antitrust & Competition Group

Cross Border Antitrust & Competition

Episode 2: 英国インタビューサマリー

1. 英国政府も、他国政府同様、経済及びビジネスの支援に取り組んでいる。2020年12月31日に予定されているBrexitの移行期間が終了するまでは、政府援助に関するEUのルールを遵守する必要がある。新型コロナウイルスによる英国の支援がEUの政府援助のルールに反している場合、事業者は、政府援助を得てから最大10年間は、政府援助を英国政府に返還しなければならないリスクを負うことを認識しておくべきだ。
2. 欧州委員会は、新型コロナウイルスの感染拡大に関連して、今年3月に政府援助に関する一時的なフレームワークを採択し、各加盟国による届出に欧州委員会が数日で承認を与えるという一時的な政府援助方法を定めた。4月、同フレームワークは、新型コロナウイルスに関するR&D、テスト、ワクチン、医療機器及び診断、消毒剤及び原料へのインフラ拡充及び投資の5領域に拡大された。企業体単位で80万ユーロ以下といった条件が満たされれば適用される。英国の多数の政府援助も承認されている。
3. 英国競争市場庁(CMA)は、有害な販売及び価格設定の行為を発見し、危機下の政策及び立法について政府に助言を行うため、新型コロナウイルスのタスクフォースを設置している。競争法の面では、最近、CMAが、手の消毒剤についての過剰な課金及び不当価格の疑いで反トラスト調査を開始した。また、CMAは、全国薬剤師評議会と共同書簡を公表し、少数の薬局が必需品に不当な高値を付けることにより感染拡大から利益を得ているとする報告を受けていると述べている。
4. CMAは、薬局が需要の高い製品について卸売業者への支払いが高額となった可能性を認識しているが、仕入コスト高が薬局の小売価格に波及するとしても、それらは薬局が自身のマージンをつり上げることを正当化しないと主張するだろう。消毒作業などで事業費が上がっている点も同様のことが言える。とはいえ、CMAが調査開始をした4件のうち3件について調査を取りやめていることも触れておく。
5. 他の業界においてはCMAの同様の措置は、競争法の面からはあまり見られない。ただし、CMAは、通知を公表し、新型コロナウイルスによってキャンセルになった大きなイベントについて消費者への返金を拒む事業者は、訴訟リスクを負うと警告している。実際に4月末、CMAは、レジャー業界、結婚式及びイベント、介護及び育児サービスの提供者におけるキャンセル及び返金について、消費者法上の調査を開始している。